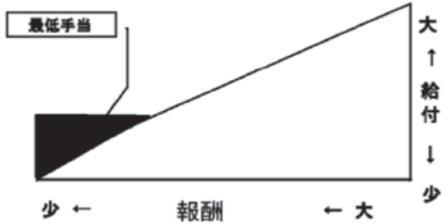
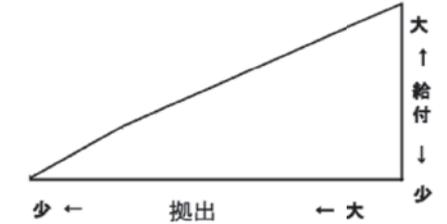


国内	イタリア	
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	<p>報酬方式（1995年までに労働を開始した者に適用。いずれにせよ、2011年までの保険料分に関するのみ）</p> 	<p>拠出方式（1996年1月1日以降の保険料納付分について適用。ただし、1995年までに18年以上の保険料納付期間がある場合を除く）</p> 
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>◎被用者 ◎自営業者の大部分 ×無職（ただし△主夫・主婦）</p>	
<p>保険料率</p>	<p>保険料率：被用者については33%，自営業者については、年齢、居住地、所得、他の保険制度への加入状況などに応じて21.9%～33%（2020年）。</p>	
<p>支給開始年齢</p>	<p>2018年から性別や職業を問わず原則66歳。ただし、平均余命の伸びと連動させる形でさらに調整され、実際の受給年齢は、2019年～2022年は67歳の予定。 〈例外〉 「クオータ100」、繰上年金、社会的繰上年金、過重労働・夜間労働従事者に対する繰上年金、19歳未満の早期就労開始者についての繰上措置等多数ある。また、実態としては貸付の形だが、任意的繰上年金と呼ばれる早期受給に代わる措置もある。</p>	
<p>基本受給額</p>	<p>下記「給付の構造」参照。</p>	
<p>給付の構造</p>	<p>報酬に直接関連する「報酬方式」で算出。 【受給額】現役時代の年収額の平均×保険料納付年数 (最高40年)×支給率(原則2%)</p>	<p>納付した保険料額を年金受給額の算定の基礎として用いる「拠出方式」で算出。 【受給額】拠出総額×転換指数 ※拠出総額は、年収に算定率(被用者の場合33%)を乗じた額を、全就労期間について合算する。転換指数は、受給開始年齢が高いほど高く設定されている。</p>
<p>所得再分配</p>	<p>下記「国庫負担」参照。</p>	
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>賦課方式</p>	
<p>国庫負担</p>	<p>最低手当やみなし拠出、社会的繰上年金など、保険料に対応しない給付が支給される場合。</p>	<p>左に同じ。ただし、下記のように、最低手当の保障はない。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>低年金者かつ低所得者については、①最低手当(trattamento minimo, 最大月額515.07ユーロ, 2020年)まで、および、②60歳以上について、年齢別に社会的増額措置(maggiorazione sociale, 月額25.83ユーロから92.97ユーロまで, 2020年)までの増額等がある。</p>	<p>拠出方式で支給される老齢年金については、左のうち、②のみ存在。</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>イタリア在住の67歳以上(2020年の場合)の低所得者(単身者では年収5,977.79ユーロ以下, 2020年)には、社会手当(assegno sociale)を支給(月額459.83ユーロ×13か月分, 2020年)。ただし、手当の満額と前記年収を13か月で割ったものとの差額を支給。</p>	
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>補足的保障制度(previdenza complementare)により公的年金を補完。また、伝統的に退職手当(trattamento di fine rapporto, TFR)と呼ばれる退職金制度も存在。</p>	

(中益陽子・亜細亜大学法学部准教授)